

7・3 STCW 条約

7・3・1 IMO 人的因子訓練当直小委員会(HTW)について

IMO 人的因子訓練当直小委員会(HTW)に関わる国内委員会、STCW 条約包括的見直し検討部会および、2026 年 2 月に開催された IMO HTW 12 と ISWG-STCW2(第 2 回 STCW 条約の包括見直しに関する会期間作業部会)に対面参加し、主として以下(1)、(2)の議題について国土交通省へ協力した。

IMO 第 12 回人的因子訓練当直小委員会(HTW 12)と第 2 回 STCW 条約の包括見直しに関する会期間作業部会(ISWG-STCW2)の主な審議結果は以下の通り。

(1) STCW 条約の包括的な見直しについて

1) 背景

2023 年に審議が開始された STCW 条約の包括的な見直しについて、STCW 条約附属書の第 2 章(船長及び甲板部に関する資格要件)及び第 3 章(機関部に関する資格要件)に関しての改正案が議論された。

2) 審議結果

主に次の改正方針について合意に至った。

- ① 既存のリーダーシップの能力要件に、暴力とハラスメント、メンタルヘルスに関する要件を追加
- ② バラスト水処理装置の取り扱いに関する能力要件を追加
- ③ サイバーセキュリティに関する能力要件を追加
- ④ シミュレータ訓練により海上航行業務の期間要件の一部代替を許容するための規定を追加(適用は第 2 章及び第 3 章に規定する最初の資格取得時に限定)

ロードマップの見直しについては、先の MSC110 にて、2029 年又は 2030 年の採択を目指すことについて合意されていたが、ISWG-STCW2 において、各ステップでの改正が終わった後に改正内容全体を見直すための HTW での審議を 1 回追加し、2030 年に採択予定とすることで合意がされた。

(2) 代替燃料や新技術を用いる船舶の乗組員に対するガイドラインの策定

1) 背景

温室効果ガス(GHG)排出削減のため、アンモニアをはじめとする重油に代わる代替燃料や燃料電池等の新技術を用いた船舶の開発が、進められているところ、前回会合から、このような船舶の乗組員に対する訓練ガイドラインの検討が開始されていた。

2) 審議結果

アンモニア燃料船及びメタノール・エタノール燃料船の船員の訓練ガイドライン案が最終化された。

これらのガイドライン案は、承認手続きのため上部委員会であるMSC111(第111回海上安全委員会)(2026年5月開催予定)に上程されることとなった。

以上